

# 利子補給補助金

原油・原材料価格高騰により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度「原油・原材料高対策特別貸付」を利用された方へ、利子の全額を3年間補給します。

## 対象者は？

- ・宮崎県中小企業融資制度「原油・原材料高対策特別貸付」の融資を受けた方  
※詳細裏面
- ・町内に住所を有する個人又は、町内に主たる事業所を有する法人企業

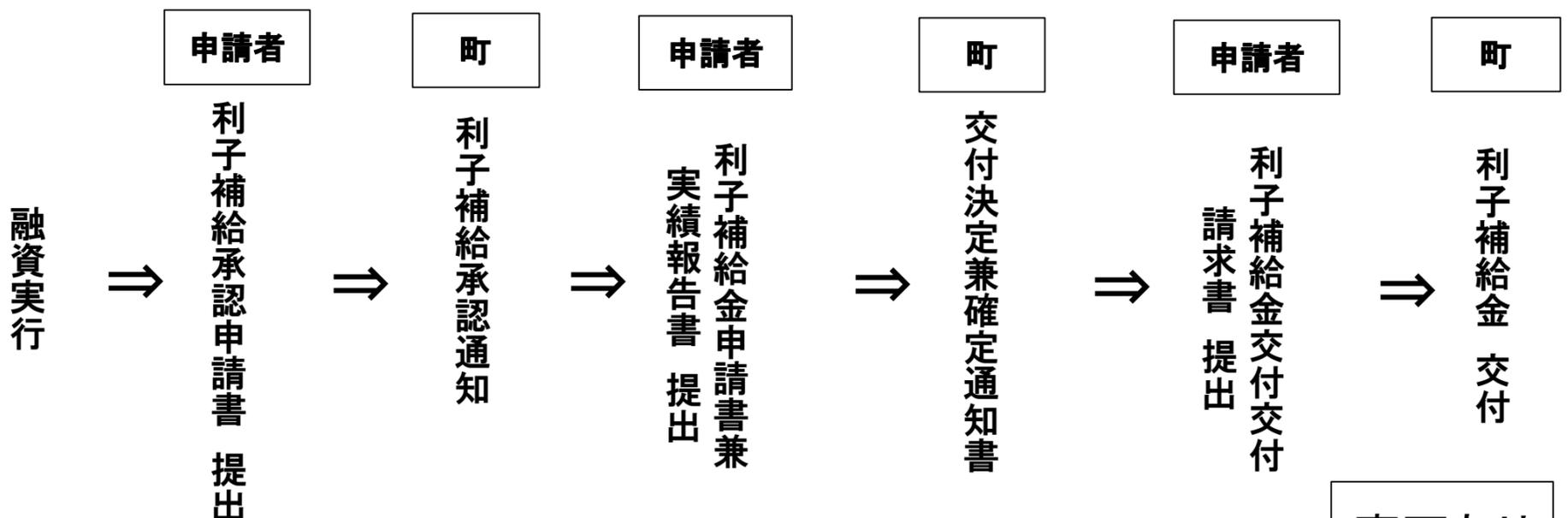
## 補給補助率は？

100%(3年間分を全額)

## 補給期間は？

初回償還月(据置期間を含む)から3年間

## 申請手続きは？



※申請は毎年度必要です。

裏面あり

名称

原油・原材料高対策特別貸付

取扱期間

令和4年7月1日(金)～令和4年9月30日(金)保証申込受付分まで

原油・原材料高対策特別貸付

保証区分	①セーフティネット保証 4号	②セーフティネット保証 5号	③一般保証
融資対象者 (注1、2)	原油・原材料価格高騰の影響により、最近3か月の月平均売上高総利益額 又は営業利益額が、前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額 又は営業利益額に比べ3%以上減少している中小企業等(注3、4)		
	+	+	
	セーフティネット保証 4号認定 (売上高等▲20%)	セーフティネット保証 5号認定(注5) (売上高等▲5% 又は 原油高で一定の影響あり)	
融資限度額	運転資金 3,000万円(組合 8,000万円)		
融資期間	10年以内(うち据置期間3年以内)		
融資利率 (注6)	年0.8~1.3%	年1.0~1.5%	年1.0~1.5%
保証料率	年0.00%		年0.25%
取扱期間	令和4年7月1日～令和4年9月30日保証申込受付分 (令和4年10月31日までに融資実行が必要)		
その他	担保: 必要に応じて要 保証人: 法人 原則代表者要 / 個人 原則不要		

- (注1) 要件①②のセーフティネット保証認定については、門川町による認定を受ける必要があります。なお、売上高等を比較する期間の弾力的な運用を行っておりますので、詳しくは門川町まちづくり推進課にお尋ねください。
- (注2) 創業1年3か月未満の中小企業等については、当特別貸付を利用できません。
- (注3) 「最近3か月の月平均売上高総利益額(粗利益)」については、粗利益の集計が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合に限り、最大で融資申込月の6か月前から起算した3か月を対象とすることができます。
- (注4) 8月15日保証申込分より、融資対象者が3か月の月平均売上高総利益額又は営業利益額の減少となりました。
- (注5) セーフティネット保証5号は業種指定があります。詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。
- (注6) 融資利率は、融資期間に応じて設定されます。(下記参照)
- (注7) 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付及び新型コロナウイルス感染症対応資金からの借換えはできません。

融資利率について

保証区分	融資期間				
	1年以下	1年超～ 3年以下	3年超～ 5年以下	5年超～ 7年以下	7年超～ 10年以下
セーフティネット保証4号	年0.80%		年1.00%	年1.20%	年1.30%
セーフティネット保証5号	年1.00%		年1.20%	年1.40%	年1.50%
一般保証	年1.00%		年1.20%	年1.40%	年1.50%